

# 柏市道路アダプトプログラム実施要領

## ( 目 的 )

第 1 条 この要領は、本市が管理する道路において、市民がボランティア活動として区域及び期間を定めて道路の里親（以下「里親」という。）として環境美化等の維持活動を行う柏市道路アダプトプログラム（以下「アダプトプログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、道路を地域のシンボルとして共有化し、快適環境に対する市民意識の高揚を図り、もって市民と本市の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

## ( 実施方法 )

第 2 条 アダプトプログラムは、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 里親となることを希望する者が区域及び活動方法等を定めて市長に申し出るもの
- (2) 市長が区域及び活動内容を定めてアダプトプログラムを行う者を募集するもの

## ( 里親となれる者 )

第 3 条 里親となれる者は、2人以上で構成する法人その他の団体とする。この場合において、里親となろうとする者が児童又は生徒を主たる構成員とする団体である場合においては、成人である者を当該団体の代表者として定めるものとする。

## ( 活動内容 )

第 4 条 アダプトプログラムは、次に掲げる活動（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条に規定する道路の維持に係るものに限る。）を行うものとする。

- (1) 清掃
- (2) 除草

(3) 草花等の植栽の管理

(4) 施設状況の巡視及び異常等の情報の提供

(5) その他道路の環境美化に資するもの

2 活動において、花壇等構造物を設置する場合は、別途道路管理者から道路法(昭和27年法律第180号)第24条に基づく許可を受けるものとする。

3 前項の規定により築造した構造物は、アダプトプログラムの合意が解消された場合、里親の責任及び負担において原状復旧を行うものとする。

(活動に対する支援)

第5条 市長は、里親に対し、予算の範囲内において、次に掲げるもののうち必要と認めるものを行うものとする。

(1) 用具等の物品の貸与

(2) 里親名を記した看板等の設置

(3) 活動に参加する者への柏市市民活動災害補償保険の適用

(4) その他市長が必要と認めたもの

(申出等)

第6条 里親となろうとする者は、柏市道路アダプトプログラム参加申出書(別記第1号様式)、及び参加者名簿(別記第2号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申出書の提出があった場合において、その者が里親となることが適当であると認めるときは、その者と柏市道路アダプトプログラム合意書(別記第3号様式)を取り交わすものとする。

3 前項の規定による合意は、取り交わした日の属する年度の末日までの期間とする。ただし、次条に規定する合意の解除がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

4 里親は、市長と合意書を締結後に、申出書及び参加者名簿の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出る

ものとする。

- 5 同一区間で複数の申出があった場合は，里親希望者双方の了承の上で，複数の里親が活動することも可能とする。

( 合意の解除 )

第 7 条 市長は，前条の規定による合意書の活動期間内において，次の各号に掲げる事由が発生した場合は，柏市道路アダプトプログラム合意解消通知書(別記第 4 号様式)により，合意を解除することができる。

- (1) 里親が，柏市道路アダプトプログラム辞退届(別記第 5 号様式)により，合意の解除を申し出た場合
- (2) 里親の活動が合意書の内容と異なる場合
- (3) 活動区域を市の事業等により新たな目的のために使用する必要が生じた場合
- (4) 里親が道路に関する法令に違反する活動を行った場合
- (5) 里親が前各号のほか道路の管理に支障がある活動その他アダプトプログラムの趣旨に反する行為を市長の要請に反して中止しない場合

( 活動報告 )

第 8 条 里親は，1 年間の活動状況を翌年度の 4 月末までに柏市道路アダプトプログラム活動報告書(別記第 6 号様式)により市長に報告するものとする。

- 2 市長は，前項に定めるもののほか，必要に応じて里親の活動状況を調査することができる。
- 3 市長は，必要に応じて里親に対して指導及び助言をすることができる。
- 4 里親は，活動中に事故等が発生した場合には，速やかに市長に届け出るものとする。

( 補則 )

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附則

この要領は，平成21年4月1日から施行する。